

「平成23年度朝来市総合健診」を実施します

市は、6月15日から9月15日まで各地区で総合健診を実施します。
6月は山東・和田山地区において下記の日程で総合健診を実施します。

実施日	会場
6月15日(水)	さんとう緑風ホール
6月16日(木)	
6月17日(金)	

実施日	会場
6月22日(水)	糸井地区市民会館
6月23日(木)	
6月24日(金)	大蔵地区市民会館

受診をする方へ

- ・すでに申込みをしている人には、受診日時、会場などを案内し、受診票などを送付します。
- ・申込みをしていない人で、受診を希望される人は、下記まで連絡ください。
- ・詳しい実施日程については、広報5月号発送時に配布した「平成23年度朝来市総合健診実施日程について」をご覧ください。

■問い合わせ先 市役所健康課 ☎ 672 - 5269

ご存じですか？成年後見制度について

地域包括支援センターの



成年後見制度とは、認知症、精神障害、知的障害などにより判断能力が不十分な人が利用する制度で、本人に代わって、財産管理や日常生活での契約行為やサービスの手配を行うなどの生活を支援する制度です。
成年後見制度で後見人などが行う業務は、大きく分けて下記の2とおりあります。

	成年後見人などが行う業務の具体例
財産の管理 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行などの金融機関との取引 ・動産などの財産管理、処分など ・収入や支出に関わる各種手続き、管理（年金、保険、公共料金、税金、債務など） ・住居の確保に関する契約や費用の支払い
生活や健康管理 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉サービスの利用手続き ・医療・福祉施設への入退所の契約や費用の支払い

以上のようなことに関しての「不安」を「安心」に変える制度ともいえます。
成年後見制度を利用するための手続きの流れ、必要な書類、後見人の選定についてくわしく知りたい人は、下記の地域包括支援センターまで連絡ください。

■問い合わせ先 市役所地域包括支援センター ☎ 672 - 6125



人権・まちづくり課だより(53) 「人権啓発ビデオ」の貸出

人権教育・人権啓発の推進のために、市民の皆さんや、市内の学校、事業所、区、各種団体に、人権啓発ビデオやDVDの貸し出しをしています。無料で、貸出期間は2週間以内です。
最近購入した作品は以下のとおりです。

題名	内容	上映時間
日常の人権Ⅰ	女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権	23分
日常の人権Ⅱ	外国人・障害者の人権、部落差別、インターネット問題	23分
部落のこころを伝えたい	吉岡綾氏の「差別をなくす人生」を生きる活躍	30分
障害のある人とのふれあいと人権	主体性を尊重する相手の立場にたった対応	23分
あの空の向こうに	ケータイ・ネット社会と人権	38分

※申込みは市役所本庁舎人権・まちづくり課又は各支所地域振興課まで

■問い合わせ先
市役所人権・まちづくり課 ☎ 672-6122